

V. 整備計画

1. 整備目標

盛岡城跡は、江戸時代は盛岡藩の中心として、明治時代以後は盛岡市を代表する名所旧跡として、役割や機能を変えながら盛岡のランドマークとして位置づけられてきた。しかしながら、主に戦後の環境変化等により、ランドマークとしての象徴性が薄れつつある。

盛岡城跡の整備にあたっては、史跡・近世城郭としての歴史的価値と、近代以降の文化的景観の保全と調和を図りながら事業を推進することにより、盛岡の象徴的なランドマークとして再生していくことを目標とする。

2. 整備の基本方針

整備目標および課題を踏まえ、整備基本方針を以下のとおりとした。

①歴史的価値を構成する遺構の保全

ア. 石垣の保存管理

石垣の保全を図るため、石垣カルテを作成し、孕みの規模や範囲、石垣面や上面に生育する樹木の状況等を把握し、危険度の総合評価を行うものとする。

また、石垣変位調査や三次元測量等を行いながら、恒常的なモニタリングに取り組むものとする。

イ. 石垣保存修理事業の推進

盛岡城跡を特色づける石垣の保存修理事業については、計画的に実施していく。特に、石垣変位調査で変位累積が大きいことが明らかになった三ノ丸北部及び西部、南東部の石垣については、安全性確保の観点からも早期に実施することを検討する。

また、雨水・雪解け等による流水により、土砂が裏込め石に流入したことによるものと思われる緩み・孕みが見られる腰曲輪北東の石垣の修復についても早期に実施することを検討する。

ウ. 内堀の連続性の再現と環境保全

市道によって連続性が遮断している内堀については、長期的な視点で堀の連続性を再現していくことを検討する。また、浚渫や池干し等による水質の浄化や植栽管理による法面の保護等の保全対策を推進する。

②城の象徴性を高める整備の実施

ア. 撤去・改変された遺構の整備

明治時代に撤去・改変された虎口や土塁、櫓台、地形等の整備を、発掘調査成果等に基づいて実施するものとし、曲輪ごとの歴史的景観を整備する。

イ. 歴史的建造物の復元整備

発掘調査や史・資料の調査成果に基づいて建造物の復元検討・整備を行い、史跡としての象徴性を高める。

復元整備にあたっては、発掘調査結果から得られた情報（平面規模、礎石や柱穴の状況等）を詳細に分析・検討するとともに、古写真や絵図等の史・資料調査や分析を行い、具体的な形態がどのようなものであったか検証することが必要である。

現在は、盛岡城跡の建築物復元を行うための手がかりとなる史・資料のうち、建物の寸法が判る建地割図が発見されていないこと、古写真が1枚しか確認されていないことから、復元整備に向けて史・資料の調査を推進していく。

また、復元整備のための情報提供を市民に積極的に呼びかけ、市民とともに復元整備を進めていくことも検討する。

併せて、現存する歴史的建造物である彦御蔵を積極的に整備・活用する。

ウ. 城内外からの眺望の保全

適切な植生管理により、城郭の存在が周囲から認識できるよう眺望の保全を図るとともに、城内からの眺望の保全を図る。

③近代以降の文化的景観の保全

ア. 景観保全のための整備

江戸時代および明治時代より生育する古木の保全を行うとともに、明治時代の公園整備後に植栽された樹木については、公園としての景観を維持・向上させるための適切な伐採や剪定を行い、曲輪の空間的な広がりを再生する。また、公園内の電柱や電線等、景観を阻害している施設については、その機能を損なわないような措置を講じた上で、順次撤去していく。

イ. 眺望景観の再生

本丸や二ノ丸からの岩手山、南昌山等の盛岡らしさを感じさせる眺望景観については、景観を所掌する担当部局とも連携し、再生・保全に取り組む。

ウ. 親水空間の再整備

鶴ヶ池沿いの植生管理や園路の整備等を行い、親水空間としての鶴ヶ池の再整備を行う。

④都市公園・観光資源としての機能強化

ア. 拠点施設の整備

散策ルートのご案内やガイドの申込み等、来園者に対する総合的な情報提供及び、管理拠点となる施設の設置を行い、都市公園・観光資源としてのサービス機能の強化を図る。

イ. 解説機能の強化と散策ルートの整備

盛岡城跡の歴史的重層性を踏まえた解説ストーリー（盛岡城の縄張りや建物解説、盛岡城の石垣解説、盛岡城文学散歩等）を検討し、これにあわせた散策ルートの設定・整備を行う。

ウ. 便益施設の再整備

老朽化した施設や虎口内に設置されている施設等、史跡として相応しくない位置にある便益施設は、改修又は移転を行う。また、拠点施設へ統合可能なものについては統合を行う。

エ. 動線の整備

散策・観光用の動線にあたる園路については、より歩きやすく景観を損なわない舗装を検討する。また、台所で開催されるイベントの機材搬入や管理用車両の通行を、散策・観光用の主要動線から切り離し、より安全にスムーズに行えるような動線の整備を行う。

オ. 広場の整備

整備地区毎に、役割や目的に即した公園的な広場整備を行う。必要に応じて、グランドカバーを目的とした芝生や地被植栽等を検討する。

カ. ユニバーサルデザイン及び安全対策の推進

史跡として可能な範囲で、バリアフリーやユニバーサルデザインを推進していく。

また、烏帽子岩をはじめ、城内に点在する巨石（転石）については、破碎や崩落の危険性を調査し、必要な安全対策を講じる。また、その他の施設等についても安全性の視点から点検を行い、必要に応じて対策を講じるものとする。

⑤市民参加の推進

石垣カルテ作成や植生・自然環境調査、整備に付随する調査等で市民参加が可能なものについては、積極的に呼びかけていく。また、石垣修復や歴史的建造物復元のための調査成果を市民にお知らせするシンポジウムや講演会の開催を随時行う等、復元整備に向けた史・資料情報提供の機運を盛り上げていく。

その他、市内外の交流機会の拡大が図れるようなイベントについても積極的に検討していく。

⑥管理運営および事業推進体制の強化

遺構の保存と安全性に配慮しながら、史跡内（公園内）の各所で多様な遊びや活動が可能な、柔軟性のある管理運営を検討していく。

また、維持管理および事業推進体制の強化について、整備内容を踏まえ、必要に応じて対応する。

⑦基準とする年代

近世城郭遺構（建築物・石垣等）の保存整備については、石垣の構築が完了し、内曲輪に配された各施設が機能していた廃城期（幕末～明治7年（1874）以前）の状態を概ねの基準とする。ただし、遺構の残存状況や史・資料の内容によっては、曲輪や整備地区単位において、その他の適切な年代を検討することとする。

また、近代公園としての文化的価値を保全する範囲については、当初の公園整備の意図を尊重することとし、長岡安平による公園整備（明治39年（1906））の状態を概ねの基準とする。



盛岡城古写真（盛岡市先人記念館蔵）

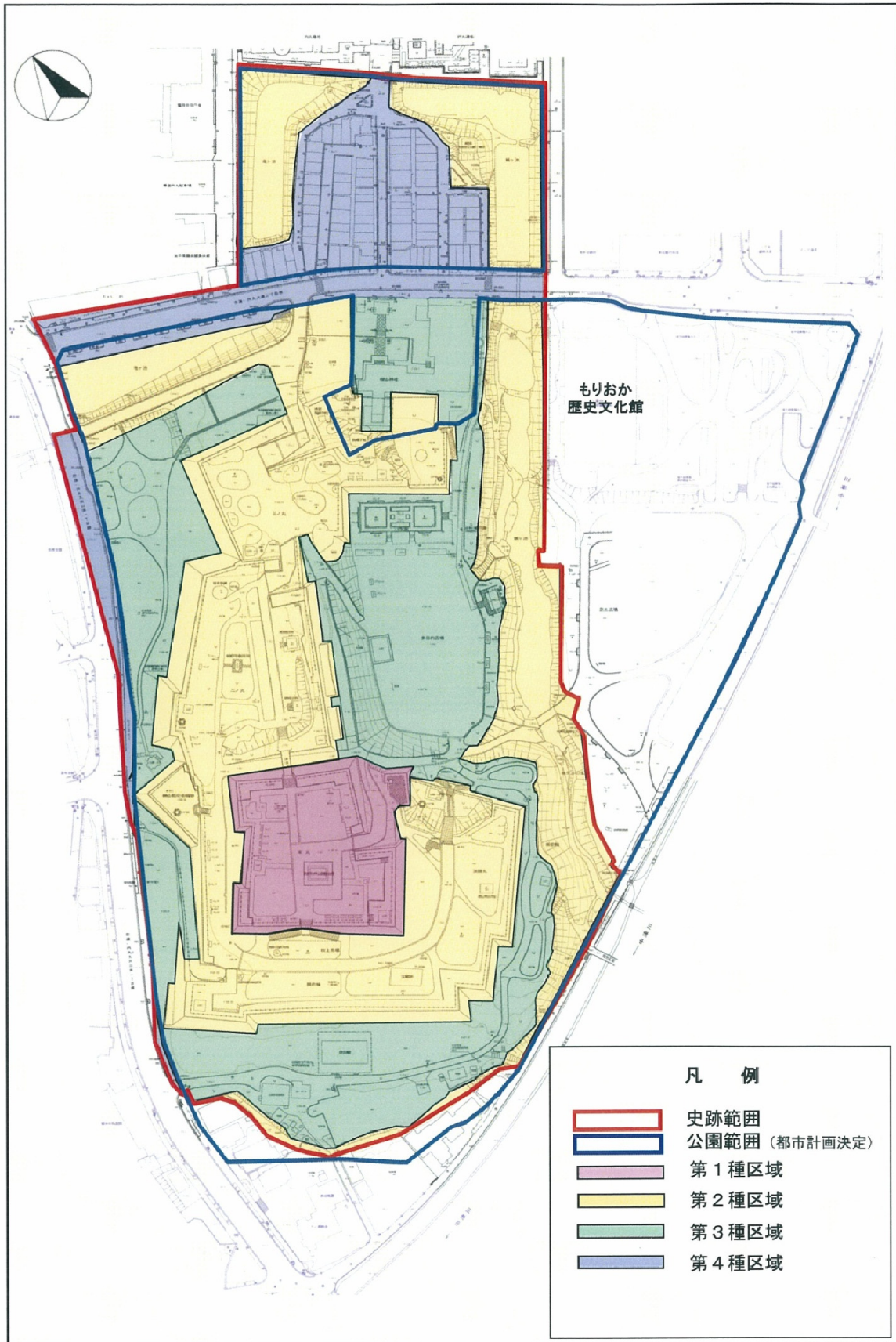
3. ゾーニング（基本計画地区区分）

基本計画の策定にあたり、整備のための地区区分（ゾーニング）を行い、区域毎の整備方針を定めることとする。

1) 保存管理地区区分

基本計画地区区分の前提として、保存管理計画で定めた地区区分と各地区の整備の方向性について確認を行う。

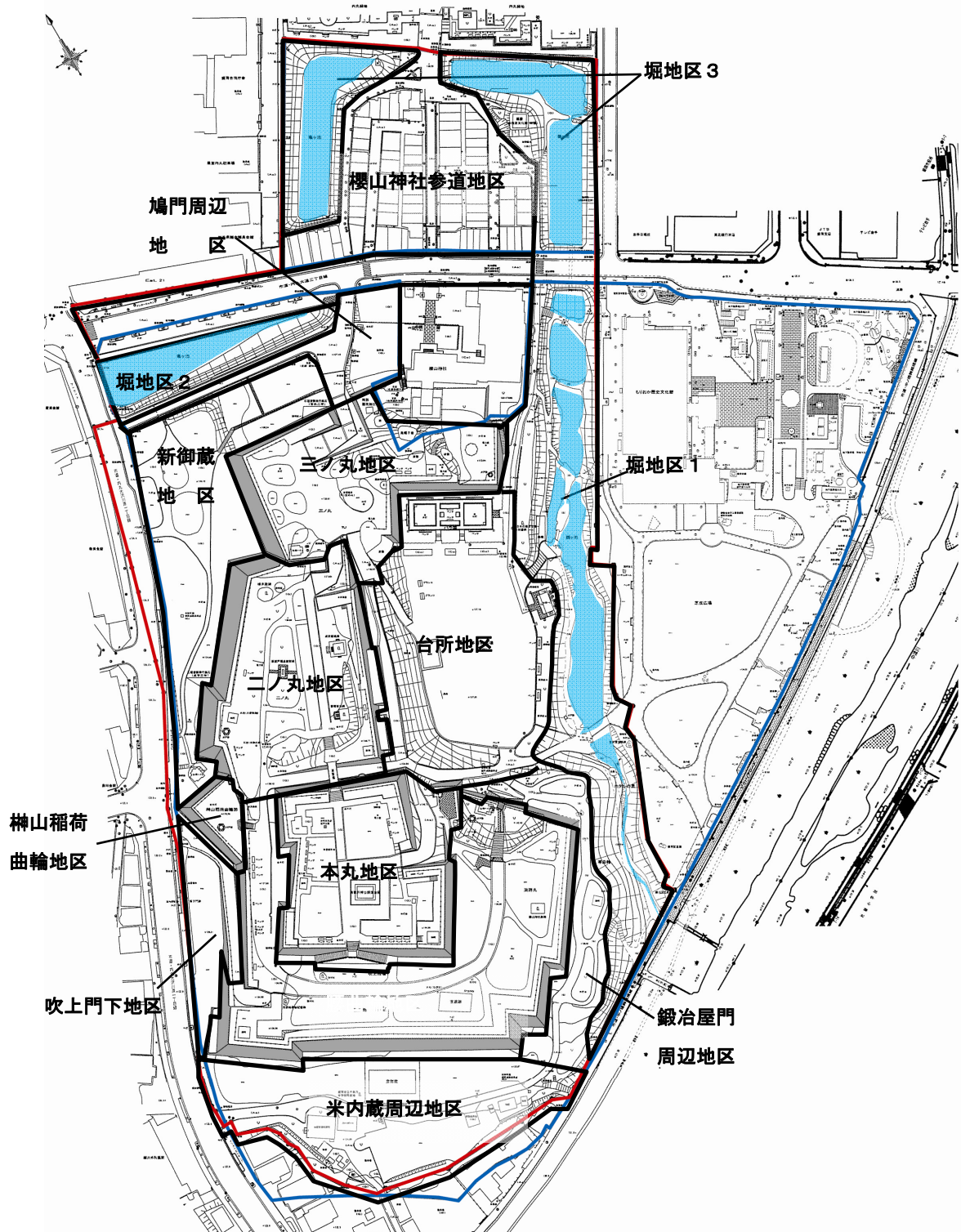
区 分	保存管理基準（概要）	整備の方向性
第1種地区	原則として、史跡の保存・活用以外の現状変更は認めない。既存の工作物、公園施設の修繕，樹木等の伐採については、協議の上現状変更の可否を判断	公園としての利便性や回遊性との調整を図りつつ，櫓等本丸を構成した遺構の調査研究と整備を推進していく
第2種地区	史跡の保存・活用に関係する現状変更及び，石垣等の遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽以外は認めない。公園の維持管理に必要な施設の新築および改築については，遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で，現状変更を許可	土塁，枡形，石垣，門など城郭としての重要な遺構の整備を行いながら，公園としての風致と利便性の向上を図る
第3種地区	史跡の保存・活用に関係する現状変更及び，石垣等の遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽，地形を改変しない範囲での公園管理施設の新設以外は認めない。既存の宗教施設や公園施設の改修については，遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で，現状変更を許可	公園としての機能を有効に活用しつつ，部分的に史跡整備を実施する
第4種地区 ※下曲輪内櫻山神社参道地区は本計画対象外	史跡の保存・活用に関係する現状変更及び，石垣等の遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽，地形を改変しない範囲での工作物，公園管理施設の新設は許可する。既存の店舗・住宅等における内外装の改修，工作物及び公園施設，地下埋設物の修繕等については現状変更を許可。既存道路については，現状維持を図るための修繕等について現状変更を許可	盛岡城下曲輪としての歴史性、商業機能を持つ地区としての位置付けを並存させつつ，安心・安全のまちづくりの観点も踏まえ，長期的に整備を検討する



保存管理地区区分図
 (『史跡盛岡城跡保存管理計画』より転載)

2) 基本計画地区区分

保存管理地区区分と現状の利用状況を踏まえ、下図のようなゾーニング（基本計画地区区分）を行った。



第 28 図 基本計画地区区分図